

国分寺市家庭的保育事業指導検査基準 (令和8年5月21日適用)

健康部 地域共生課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>関係法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>関係法令等以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、関係法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例]

本指導検査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年9月30日条例第23号「国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市運営基準条例
2	平成26年9月30日条例第22号「国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	市条例
3	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
4	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
5	平成27年3月31日規則第40号「国分寺市家庭的保育事業等設置認可規則」	市設置認可規則
6	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
7	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	子ども・子育て支援法施行規則
8	平成27年3月31日規則第39号「国分寺市子ども・子育て支援法等施行細則」	市施行細則
9	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
10	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号
11	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」 ※平成26年12月24日雇児発1221第2号「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」により参考とすることとされている。	こ成事第175号
12	令和2年3月31日子発0031第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号
13	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号
14	令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	8福祉子保第19号
15	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	27福保子保第3650号
16	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号
17	令和6年2月8日5福保子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について(通知)」	5福保子保第3004号
18	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
19	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
20	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
21	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待等の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
22	平成28年9月9日雇児総発0909第2号「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号
23	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号
24	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号
25	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発0307001号
26	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号

目

1	認可内容等の変更	1
2	利用定員に関する基準	1
3	設備及び運営に関する基準	1
(1)	構造設備等	1
(2)	防災訓練等	2
(3)	安全対策	3
(4)	職員配置等	3
(5)	職員の知識及び技能の向上等	4
(6)	保育事業所等に備える帳簿	4
4	確認に関する基準	5
(1)	平等に取り扱う原則	5
(2)	人権の擁護・虐待防止等のための体制整備及び措置	5
(3)	虐待等の禁止	5
(4)	地域・家庭・関係機関との連携等	5
(5)	情報の提供等	6
(6)	運営規程	6
(7)	重要事項の揭示等	6
(8)	内容及び手続の説明及び同意	6
(9)	教育・保育給付認定	7
(10)	利益供与等の禁止	7
(11)	正当な理由のない保育の提供拒否の禁止	7
(12)	あっせん、調整及び要請に対する協力	7
(13)	秘密保持等	7
(14)	苦情解決	8
(15)	事故発生の防止及び発生時の対応	8
(16)	提供する保育に関する評価等	8
(17)	勤務体制の確保	9
(18)	記録の整備・保存	9
(19)	電磁的記録等	9

次

5	保育に関する基準	10
(1)	保育に関する基本原則	10
(2)	人格を尊重した保育	11
(3)	養護に関する基本的事項	11
(4)	全体的な計画の作成	11
(5)	指導計画の作成	12
(6)	保育内容等の評価	12
(7)	保育提供の記録	12
(8)	保護者との連携	13
(9)	相談及び援助	13
(10)	食事	13
(11)	心身の状況の把握等	15
(12)	緊急時等の対応	15
(13)	利用乳幼児の健康診断	16
(14)	健康状態の把握	16
(15)	虐待等への対応	17
(16)	感染症対策	17
(17)	乳幼児突然死症候群の予防	18
(18)	児童の安全確保	18
(19)	事故発生時の対応	20
6	会計に関する基準	21
(1)	会計の区分	21
(2)	記録の整備	21
(3)	上乘せ徴収	22
(4)	実費徴収	22
(5)	領収証の交付	22
(6)	書面説明及び同意	22

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 認可内容等の変更	<p>1 事業の設置認可事項について変更が生じたときは、変更届を提出することが必要である。</p> <p><主な変更届出事項> ① 名称、種類及び位置 ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ③ 事業の運営についての重要事項に関する規程</p>	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36 (2) 市設置認可規則第6条	(1) 認可内容の変更を届け出ている。	C
	<p>2 名称及び所在地その他内閣府令で定める事項等に変更があったときは、変更届を提出することが必要である。</p> <p><主な変更届出事項> ① 事業所の名称及び所在地 ② 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 事業所の平面図及び設備の概要 ④ 運営規程 ⑤ 連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称 ⑥ 利用定員の減少</p>	2 名称及び所在地その他内閣府令で定める事項等の変更を届け出ているか。	(1) 子ども・子育て支援法第47条 (2) 子ども子育て支援法施行規則第41条 (3) 市施行細則第23条、第24条	(1) 名称、所在地等の変更を届け出ている。	C
2 利用定員に関する基準	1 家庭的保育事業の利用定員は、1人以上5人以下とする。	1 適正な定員設定をしているか。	(1) 市運営基準条例第37条	(1) 定員が適正ではない。	C
	<p>2 家庭的保育事業者(以下「保育事業者」という。)は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、以下のような事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 年度中における保育事業に対する需要の増大への対応 ② 子ども・子育て支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応 ③ 児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応 ④ 災害、虐待その他のやむを得ない事情</p>	1 事情なく利用定員を超えて保育を提供していないか。	(1) 市運営基準条例第48条	(1) 事情なく利用定員を超えて保育を提供している。	C
3 設備及び運営に関する基準	<p>(1) 構造設備等</p> <p>1 保育事業者は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所を実施するものとする。</p>	1 構造設備が要件を満たしているか。	(1) 市条例第23条	(1) 構造設備が要件を満たしていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価	
(2) 防災訓練等	<p>① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>② ①に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</p> <p>③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。</p> <p>⑥ ⑤に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>⑦ 火災報知機及び消火器を設置すること。</p>					
	2 保育事業者の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	1 構造設備は適切か。	(1) 市条例第6条	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 危険物が放置されている。 (3) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C B	
	3 家庭的保育事業所(以下「保育事業所」という。)には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 医薬品の管理は適切か。	(1) 市条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)エ	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B	
	<p>1 保育事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。</p> <p>実際に火災や地震などの災害に直面したときのために、保育事業所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。</p> <p>・保育事業所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生したときの対応等について各保育事業所でマニュアルを作成し、保育事業所の防災対策を確立しておく必要がある。</p>	1 非常災害対策は適切か。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章4(2)ア、ウ (3) 雇児総発0909第2号	(1) 非常災害に必要な設備を設けていない。 (2) 非常災害に必要な設備が不十分である。 (3) 非常災害に対する具体的計画を立てていない。	C B B	
<p>2 保育事業者は、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> <p>・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。</p> <p>・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</p> <p>・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p>	1 避難・消火訓練を毎月実施しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章4(2)ア、イ、ウ、(3)イ	(1) 避難・消火訓練を毎月実施していない。 (2) 避難・消火訓練の実施方法等が不適切である。	C B		

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 安全対策	<p>保育事業者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例> ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・施設整備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。</p> <p>1 安全計画</p> <p>保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、保育事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた保育事業所等での生活その他の日常における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を作らなければならない。</p> <p>策定した安全計画について保育事業者は、職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知しなければならない。</p> <p>保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p>	<p>(1) 市条例第8条の2 (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1)、(3) (3) こ成事第175号別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)オ、カ</p> <p>(1) 市条例第8条の2</p> <p>(1) 市条例第24条</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p>	<p>C B C C</p>
(4) 職員配置等	<p>1 家庭的保育事業を行う場所には、以下の基準のとおり職員を配置しなければならない。</p> <p><市条例の基準> 家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。 (調理員は、調理を委託する場合、搬入施設から搬入する場合を除く。)</p> <p>家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、保育を行っている乳幼児の保育に専念できるものであり、児童福祉法に規定する保育士・養育里親の欠格事由に該当しないものとする。</p>	<p>1 職員配置は適切か。</p>	<p>(1) 市条例第24条</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 職員の知識及び技能の向上等	<p>家庭的保育補助者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者で家庭的保育者を補助するものをいう。</p> <p>2 常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 特に乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 市条例第18条 (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条、44条、45条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。</p>	<p>C C B</p>
	<p>1 保育事業所の職員は、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>保育事業者は、全体的な計画や職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p>	<p>1 必要な知識等の習得、維持、及び向上に努めているか。</p> <p>1 保育事業者は、職員に対し、研修の機会を確保しているか。</p>	<p>(1) 市条例第10条 (1) 市条例第10条 (2) 市運営基準条例第47条 (3) 保育所保育指針第5章2(2)</p>	<p>(1) 必要な知識等の習得に努めていない。 (1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修の機会が不十分である。</p>	<p>B C B</p>
(6) 保育事業所等に備える帳簿	<p>1 保育事業者は、職員、財産、収支、会計、設備及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>〈帳簿の例〉 職員に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿 <記載事項> ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入年月日 ⑧退職年月日及びその事由 ⑨死亡年月日及びその原因等 ・履歴書・資格証明書(保育士登録証の写し、医師免許証の写し等) ・貸金台帳・雇用契約書・職員健康診断記録・勤務表 ・出退勤記録 <p>設備に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図・消火器など消防関係点検 ・賃貸借契約書(事業所の場所を借りている場合) <p>※乳幼児の処遇関係は「5 保育に関する基準」、収支会計関係は「6 会計に関する基準」に記載</p>	<p>1 帳簿が整備されているか。</p>	<p>(1) 市条例第20条 (2) 市運営基準条例第49条 (3) 労働基準法第15条、107条、108条、109条 (4) 労働安全衛生法第66条の3</p>	<p>(1) 帳簿が整備されていない。 (2) 帳簿の整備が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 確認に関する基準					
(1) 平等に取り扱う原則	1 保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 保育事業者においては、子どもの国籍、信条、社会的身分、保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもに対し、差別的取扱いをしていないか。	(1) 市運営基準条例第3条 (2) 市運営基準条例第50条（第24条の準用） (3) 市条例第12条	(1) 子どもに対し、差別的取扱いをしていない。	C
(2) 人権の擁護・虐待防止等のための体制整備及び措置	1 利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 （参考）保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省）	1 人権の擁護や虐待の防止等のための措置を講ずるよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第3条 (2) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 人権の擁護や虐待の防止等のための体制整備や措置を講ずるよう努めていない。	B
(3) 虐待等の禁止	1 保育事業所の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <児童福祉法第33条の10第1項に掲げる行為> ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市運営基準条例第50条（第25条の準用） (2) 市条例第13条 (3) 児童福祉法第33条の10、11 (4) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(4) 地域・家庭・関係機関との連携等	1 保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都、市、小学校、児童福祉施設等若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 保育事業者は、保育の提供の終了に際しては、子どもについて、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 2 保育事業者は、保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	1 地域や関係機関との連携や交流に努めているか。	(1) 市運営基準条例第3条 (2) 市運営基準条例第50条（第11条の準用） (3) 市運営基準条例第50条（第31条の準用） (4) 市条例第6条	(1) 地域や関係機関等との連携や交流に努めていない。 (2) 保育の提供の終了に際して、他の機関との連携に努めていない。	B B
		1 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容の説明に努めているか。	(1) 市条例第6条	(1) 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容の説明に努めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 情報の提供等	1 保育事業者は、保育を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に保育事業者を選択することができるように、当該保育事業者が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 当該保育事業者を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第50条 (第28条の準用)	(1) 利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。	B
	2 保育事業者は、当該保育事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 事業についての広告の内容は適正か。	(1) 市運営基準条例第50条 (第28条の準用)	(1) 保育事業者についての広告に虚偽や誇大な内容がある。	B
(6) 運営規程	1 保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかななければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 教育・保育給付認定保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (市運営基準条例第39条第2項に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他保育事業者の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 市運営基準条例第46条 (2) 市条例第19条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 運営規程の内容が不十分である。	C B
	(7) 重要事項の掲示等	1 保育事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規程の概要、その他重要事項を掲示しているか。 2 運営規程の概要、その他の重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1) 市運営基準条例第50条 (第23条の準用)	(1) 重要事項を掲示していない。 (2) 重要事項の掲示の内容が不十分である。 (1) 重要事項を閲覧に供していない。 (2) 重要事項の閲覧の内容が不十分である。
(8) 内容及び手続の説明及び同意	1 保育事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類・名称・協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担に関する事項その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。 利用申込者からの申出があった場合には、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。	1 運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担などの重要事項について文書を交付して(又は電磁的方法を用いて)、説明し、同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第38条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 教育・保育給付認定	1 保育事業者は、教育・保育給付認定保護者(以下「保護者」という。)の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定(以下「給付認定」という。)の有無、教育・保育給付認定子ども(以下「子ども」という。)の該当する給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	1 給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第8条の準用)	(1) 給付認定の有効期間及び保育必要量を確認していない。	C
	2 保育事業者は、保護者が偽りその他不正の行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者の状況に関して、市に適切に報告をしているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第19条の準用)	(1) 保護者の不正の行為を報告していない。	C
	3 保育事業者は、給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合や変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 保護者に対し、給付認定に必要な援助を行っているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第9条の準用)	(1) 申請に必要な援助を行っていない。	C
(10) 利益供与等の禁止	1 保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設等又はその職員(以下「関与者」という。)に対し、子ども又はその家族に対して当該保育事業者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 関与者への利益供与がないか。	(1) 市運営基準条例第50条(第29条の準用)	(1) 関与者に利益供与している。	C
	2 保育事業者は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。	1 関与者からの利益収受がないか。	(1) 市運営基準条例第50条(第29条の準用)	(2) 関与者から利益収受している。	C
(11) 正当な理由のない保育の提供拒否の禁止	1 保育事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受入れを拒んでいないか。	(1) 市運営基準条例第39条	(1) 正当な理由なく受入れを拒んでいる。	C
(12) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 保育事業者は、保育事業の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し協力しているか。	(1) 市運営基準条例第40条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力していない。	B
(13) 秘密保持等	1 保育事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。 保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 秘密漏洩がないよう保育事業所が必要な措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第27条の準用) (2) 市条例第21条	(1) 秘密保持に必要な措置を講じていない。 (2) 秘密保持の措置が不十分である。	C B
	2 保育事業所は、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	1 子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第27条の準用)	(1) 子どもに関する情報の提供をする際に同意を得ていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(14) 苦情解決	<p>1 保育事業者は、その提供した保育に関する子ども・保護者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。</p> <p>保育事業者は、その提供した保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>保育事業者は、その提供した保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>保育事業者は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。</p>	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第30条の準用) (2) 市条例第22条	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決の仕組みの整備が不十分である。	C B
		2 苦情の内容を記録しているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第30条の準用)	(1) 苦情の内容を記録していない。	C
		3 苦情に関して、市が実施している事業に協力するよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第30条の準用)	(1) 苦情に関する市の実施事業に協力していない。	B
		4 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第30条の準用)	(1) 苦情に関する市の調査に協力していない。 (2) 指導・助言に従った必要な改善をしていない。	C C
		5 市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第30条の準用)	(1) 市の求めがあるにもかかわらず、改善の内容を市に報告していない。	C
(15) 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1 事故発生や再発防止のための措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用)	(1) 事故発生防止の指針を整備していない。 (2) 事故発生防止の指針の内容が不十分である。	C B
				(3) 事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。	C
				(4) 従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。	B
				(5) 事故発生防止のための委員会や従業者に対する研修を定期的に行っていない。	C
				(6) 事故発生防止のための取組が不十分である。	B
				(1) 保育の質の評価・改善のための取組を行っていない。	C
(16) 提供する保育に関する評価等	<p>1 保育事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p>	1 自己評価や外部の者の評価により保育の質の向上のための取組をしているか。	(1) 市運営基準条例第45条 (2) 市条例第6条 (3) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)イ	(1) 保育の質の評価・改善のための取組を行っていない。 (2) 保育の質の評価・改善のための取組が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 勤務体制の確保	1 保育事業者は、子どもに対し、適切な保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 市運営基準条例第47条	(1) 職員の勤務体制が定められていない。 (2) 職務分掌が明確でない。	C B
	2 保育事業者は、当該保育事業所の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 当該保育事業所の職員によって保育を提供しているか。	(1) 市運営基準条例第47条	(1) 当該保育事業所の職員によって保育を提供していない。	C
(18) 記録の整備・保存	1 保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 保育事業者は、子どもに対する保育の提供に関する次の①～⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 市運営基準条例第44条に定めるものに基づく保育の提供に当たった計画 ② 市運営基準条例第50条において準用する第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市運営基準条例第50条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録 ④ 市運営基準条例第50条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 市運営基準条例第50条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 記録の整備・保存は適正に行われているか。	(1) 市運営基準条例第49条	(1) 記録を整備・保存していない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B
	(19) 電磁的記録等	1 保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市運営基準条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。 保育事業者は、市運営基準条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 なお、保護者の承諾については、あらかじめ、保護者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 保育事業者は、保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 3 書面等の交付又は提出に係る電磁的方法による提供に関する規定は、市運営基準条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。	1 電磁的方法による書面等の交付等について、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 電磁的方法による書面等の交付等について、承諾を得ていない。
		1 保護者から申出があったにもかかわらず、電磁的方法によって記載事項の提供を行っていないか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 保護者の意思に反して、電磁的方法による交付等を行っている。	C
		1 電磁的方法による同意の取得について、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 電磁的方法による同意の取得について、承諾を得ていない。 (2) 承諾の内容・方法が適切ではない。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>5 保育に関する基準</p> <p>(1) 保育に関する基本原則</p>	<p>1 保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(役割)</p> <p>保育事業所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>また、保育事業所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う。</p> <p>(目標)</p> <p>保育事業所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育事業者の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>乳児保育では、 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び 精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。</p> <p>1歳以上児では、 心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。</p> <p>保育事業者は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>(方法)</p> <p>保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第44条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章、第2章</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 人格を尊重した保育	<p>③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。</p> <p>④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p> <p>⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p> <p>⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p> <p>(環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育事業者はこうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>保育事業所は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 保育事業所における保育事業者及び職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。</p>	1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 市条例第6条 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)、イ(ア)②・③	(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
(3) 養護に関する基本的事項	<p>(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2(1) (2) こ成事第175号別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	<p>1 保育事業者は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育事業所の保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	1 全体的な計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) こ成事第175号別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 指導計画の作成	<p>1 保育事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>指導計画は、年・数か月単位の期・月など長期的な見通しを示すものと、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示すものとを、保育所の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いる。子どもの発達の状態などに応じて、個別の指導計画、あるいはクラスやグループの指導計画など、必要なものを書式も含めて工夫して作成することが求められる。3歳未満児は、特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きいため、一人一人の子どもの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成することが必要である。 ～保育所保育指針解説より～</p> <p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。</p>	1 長期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。	C
		2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1) 短期的な指導計画を作成していない。	C
		3 3歳未満児について、個別の指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ	(1) 3歳未満児について、個別の指導計画を作成していない。	B
		4 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
		5 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
		6 食育計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章2(1)ウ	(1) 食育計画を作成していない。	B
(6) 保育内容等の評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。</p> <p>② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p>	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)ア、イ	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
(7) 保育提供の記録	<p>1 保育事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>保育事業者は、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	1 保育の提供に関する記録を作成しているか。	(1) 市運営基準条例第50条（第12条の準用） (2) 市条例第20条 (3) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 保育の提供に関する記録を作成していない。 (2) 保育の提供に関する記録が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>〈保育に関する記録例〉 保育日誌、児童出席簿、連絡帳、避難訓練記録、献立表 児童票、健康観察表、健康管理記録、午睡チェック表</p>				
	2 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。	1 保育日誌を作成しているか。	(1) 市運営基準条例第50条 (第12条の準用) (2) 市条例第20条 (3) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
(8) 保護者との連携	1 保育事業者は、常に入所している保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 市条例第27条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(2)第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B
(9) 相談及び援助	1 保育事業者は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1) 市運営基準条例第50条 (第17条の準用)	(1) 子どもや保護者からの相談に応じていない。 (2) 子どもや保護者に必要な助言・援助をしていない。	C C
(10) 食事 ア 食事の提供	1 保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、保育事業所内で調理する方法により行わなければならない。 2 保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 保育事業者は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。 5 保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	1 保育事業所内で調理されているか。 1 変化に富み、必要な栄養量を含有した献立になっているか。 1 栄養や身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 1 あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。 1 食を営む力の育成に努めているか。	(1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条 (1) 市条例第16条	(1) 保育事業所内で調理されていない。 (1) 変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有する献立になっていない。 (1) 食事が栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっていない。 (1) 理由なく献立に従っていない調理をしている。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (1) 食を営む力の育成に努めていない。	C C C C C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 児童の状況に応じた配慮	<p>1 1人1人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)</p>	<p>1 児童の状況に応じた配慮をしているか。</p> <p>1 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。</p>	<p>(1) 市条例第16条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ④</p> <p>(1) こ成事第175号別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④</p> <p>(3) 子発0331第1号</p>	<p>(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。</p> <p>(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
ウ 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、事業所内の衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p>	<p>1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条 (2) 労働安全衛生規則第47条、第51条</p>	<p>(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。(検査項目不足等) (3) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があったとき、手指等に化膿創があったときは調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>保育事業者は、調理従事者及び調乳担当者の健康状態及び調理設備等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、その都度点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに記録を保管すること。</p> <p>また、調理設備、食品、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p>	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 市条例第18条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等)	C
		2 調理設備等の衛生管理は適切か。	(1) 市条例第6条、第15条	(1) 調理設備の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	B C C
オ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛り付け時の衛生(生ものはなるべく避け、加熱を十分行う、盛り付けは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は、冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子ども及び職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 食中毒の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、マイナス20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p>	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 市条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章3(1) (3) 社援施第65号 (4) 児企第16号	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B
		1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
		1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号 (2) 社援施第65号 (3) 雇児総発第36号	(1) 検査用保存食を保存していない。	C
(11) 心身の状況の把握等	1 保育事業者は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況、置かれている環境、他施設の利用状況の把握に努めているか。	(1) 市運営基準条例第41条	(1) 子どもの心身の状況の把握に努めていない。	B
(12) 緊急時等の対応	1 保育事業者は、保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第50条 (第18条の準用)	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。 (2) 緊急時に必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 利用乳幼児の健康診断	<p>1 保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育事業所の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育事業者がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>子どもの心身の健康状態や疾病等のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を把握し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	1 子どもの健康診断を適切に行っているか。	(1) 市条例第18条第1項、第2項	(1) 入所時の健康診断を行っていない。	C
		2 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 市条例第18条第3項 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(2) 健康診断を年2回行っていない。	C
		3 保護者と健康診断の結果について連絡をとっているか。	(1) 市条例第27条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(3) 実施時期・方法等が不適切である。	B
(14) 健康状態の把握	<p>1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>2 アレルギーを有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ○生活管理指導表に基づいた対応について、保育事業者等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ○誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>参考 保育所保育指針 第3章1(3)</p> <p>・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。</p> <p>参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)</p>	1 日々の健康状態や発育及び発達状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態や発育及び発達状態を観察していない。	C
		1 アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ	(2) 日々の健康状態や発育及び発達状態の観察が不十分である。	B
				(1) アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っていない。	C
				(2) アレルギーを有する子どもへの対応が不十分である。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 虐待等への対応	<p>1 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかにこども家庭センター又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第3条</p> <p>(2) 児童虐待防止法第5条、第6条</p> <p>(3) 児童福祉法第25条</p> <p>(4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見に努めていない。</p> <p>(1) 適切に対応していない。</p> <p>(2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(16) 感染症対策	<p>1 保育事業者は、保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p><感染症予防対策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗いを徹底しているか。 ・食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後は、石けんを使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>参考「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)</p>	<p>1 感染症や食中毒の発生やまん延しないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ、第3章3(1)</p> <p>(3) 雇児総発第36号</p> <p>(4) 労働安全衛生規則第47条</p>	<p>(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない。又は不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 乳幼児突然死症候群の予防	<p>1 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては、特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、子どもの顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかりと確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) ・子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。) ・子どものそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る、子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) ・保育室内は禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>参考「平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付文部科学省初等中等教育局幼児教育課厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について」 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策を講じているか。</p> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用)</p> <p>(2) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)イ</p> <p>(3) 27福保子保第3650号</p> <p>(4) 30福保子保第3635号</p> <p>(5) 5福保子保第3004号</p> <p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、2(3)ア</p> <p>(2) 27福保子保第3650号</p> <p>(3) 30福保子保第3635号</p> <p>(4) 5福保子保第3004号</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び事故防止対策が不適切である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(18) 児童の安全確保	<p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場合では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、事業所内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <p>・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。</p>	<p>(1) 市条例第6条第6項、第23条(3)</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第1章2(2)ア、第1章2(2)ア(イ)②、第3章3、4</p>	<p>(1) 事故防止に配慮していない、</p> <p>(2) 事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の職員が対応する。 職員は子どもの列の前後を歩く。交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行う。 プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えを徹底する。 <p>参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所、設備等を把握しているか。 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内の点検を定期的実施する。 保育事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有を図る。 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について、保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 	<p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>(1) 市条例第6条第6項、第23条(3)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3、4</p> <p>(3) こ成事第175号別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 定期的に点検していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 事故発生時の対応	<p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>2 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。</p>	<p>1 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。</p> <p>1 報告対象となる事故を市に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第8条の3第1項</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)、第3章3(2)</p>	<p>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認していない。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
	<p>2 保育事業者は、子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><市に報告が必要な事故等></p> <p>①死亡事故 ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④自動車への置き去り事故 ⑤感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に保育事業者が報告を必要と認めた場合 ⑥迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑦その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</p>	<p>1 事故が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用) (2) こ成安第45号 (3) 8福祉子保第19号</p>	<p>(1) 事故発生時に連絡等の必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 事故発生時の連絡や必要な措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p> <p>3 保育事業者は、5 保育に関する基準の(19)2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 保育事業者は、子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>1 事故の内容を記録し、保存しているか。</p> <p>1 損害賠償保険に加入していない。</p> <p>2 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用)</p> <p>(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用)</p> <p>(1) 市運営基準条例第50条(第32条の準用)</p>	<p>(1) 事故の内容を記録しているか。</p> <p>(2) 事故の内容の記録が不十分である。</p> <p>(1) 損害賠償保険に加入していない。</p> <p>(1) 賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
6 会計に関する基準					
(1) 会計の区分	<p>1 保育事業の運営に関する収支を他の収支と区分して会計経理の書類を作成しなければならない。(収支の書類は、保育事業の運営のためにどれだけの資金がどのように使われたのかを知るための重要な書類にあたるため、保育と全く無関係な収支を含めないよう作成する。)</p>	<p>1 会計の区分がされているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第50条(第33条の準用)</p>	<p>(1) 当該保育事業所の会計を他の事業会計と区分していない。</p>	<p>C</p>
(2) 記録の整備	<p>1 保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくしなければならない。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書等年間の収支状況が分かるもの ・実費徴収簿 ・証憑書類(購入した物のレシートなど) ・給付費を受け入れている預金通帳 ・現金出納帳 ・給付費等請求書 など 	<p>1 会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第49条</p>	<p>(1) 記録を整備していない。</p> <p>(2) 記録の整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 上乗せ徴収	1 保育事業者は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1) 市運営基準条例第43条	(1) 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C
(4) 実費徴収	1 保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の保育に必要な物品 ② 保育に係る行事への参加に要する費用 ③ 保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	(1) 市運営基準条例第43条	(1) 便宜に要する費用について、①から④以外の費用の額の支払を、保護者から受けている。	C
(5) 領収証の交付	1 保育事業者は、6 会計に関する基準(3)及び(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しているか。	(1) 市運営基準条例第43条	(1) 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付していない。	C
(6) 書面説明及び同意	1 保育事業者は、6 会計に関する基準(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、6 会計に関する基準(4)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第43条	(1) 上乗せ徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。 (2) 実費徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。 (3) 保護者への説明等が不十分である。	C C B